

一般社団法人災害協働サポート東京 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人災害協働サポート東京と称する。
- この法人の英文名は、Collaboration for Disaster Support Tokyoとする。
 - この法人の略称は、CS-Tokyoと表記する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、災害発生時、被災者の状況に合わせた多様な支援が実施されるよう、会員間の連携をもとに相互に情報共有を図り、必要な連絡調整を行う。また、そのため、平時から広く多様な団体の連携や協働を促進し、防災・減災活動を通して、災害時にも一人ひとりが生きやすい社会を構築することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 災害発生時における被災者支援活動
 - 平時における防災・減災活動
 - その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 前項における全ての事業は、日本国内において行うものとする。

(事業年度)

- 第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から次年3月31日までとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とする。
- 正会員（当法人の目的に賛同し、共に活動に取り組む団体）
 - 個人会員（当法人の目的に賛同し、共に活動に取り組む個人）
 - 賛助会員（当法人の目的に賛同し、賛助・支援する団体）
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）上の社員とする。

(入会)

- 第7条 この法人の正会員、個人会員、賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、社員総会において定める会費を納入しなければならない。
- 各会員の会費の額等については、別に定める会費規則による。

(退会)

- 第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当する場合には社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 個人会員および賛助会員が前項各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その個人会員および賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年間以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会（以下、「総会」という）は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する権限を持つ。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 理事及び監事の役員報酬額並びにその支給の基準
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上をもって、正会員から理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があつたとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があつたときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記

載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、または、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前3条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議・報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の

日から10年間主たる事務所に備え置く。

(総会規則)

第23条 総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 理事は正会員団体の役職員の中から選任する。ただし、総理事数の10分の3以下であれば正会員団体の役職員以外からも理事を選任することができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他、特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出する議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬及び費用)

- 第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(顧問)

- 第31条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第33条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(設置)

- 第34条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第35条 理事会は、法令に定める、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 顧問の選任及び解任
 - (5) 総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委託することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項3号による場合は理事が、前条第3項4号の後段の場合は監事が招集する。
 - 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催する

ことができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

（剰余金の不分配）

第47条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会において、総正会員の過半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

（解散）

第49条 この法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の処分）

第50条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 委員会等

（委員会）

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の委員は、理事会が選任及び解任する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

（設置等）

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第54条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第55条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 渡辺千佳

設立時理事 岡本和幸

設立時理事 福田信章

設立時理事 秋山純

設立時理事 杉浦賢次

設立時理事 明城徹也

設立時理事 上島安裕

設立時理事 山崎美貴子

設立時理事 小路幸子(浅野) ()内は旧姓であり通称

設立時理事 小倉和子

設立時代表理事 市古太郎

設立時監事 関口宏聡

設立時監事 長谷川明美

(設立時正会員の氏名又は名称及び住所)

第56条 設立時正会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目11番1号

設立時正会員 特定非営利活動法人ADRA Japan 理事 柴田俊生

住 所 東京都千代田区麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階

設立時正会員 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 理事 永井秀哉

住 所 東京都新宿区大京町31番地

設立時正会員 公益社団法人シャンティ国際ボランティア会 代表理事 若林恭英

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号新大手町ビル267-B

設立時正会員 特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 栗田暢之

住 所 東京都中野区中央五丁目41番18号東京都生協連会館3階

設立時正会員 東京災害ボランティアネットワーク 代表 山崎美貴子 代表 菅谷淳

住 所 東京都中野区中央五丁目41番18号

設立時正会員 東京都生活協同組合連合会 代表理事 村上次郎

住 所 東京都新宿区神楽河岸1番1号

設立時正会員 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 理事長 木村恵司

住 所 東京都新宿区高田馬場三丁目13-1-2階-A

設立時正会員 一般社団法人ピースポート災害支援センター 代表理事 山本隆

住 所 東京都港区芝浦三丁目2番22号田町交通ビル2階

設立時正会員 日本労働組合総連合会東京都連合会 会長 杉浦賢次

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人災害協働サポート東京設立のため、この定款を作成し、設立時正会員がこれに記名押印する。

令和4年8月17日

設立時正会員 特定非営利活動法人 ADRA Japan

代表者 理事 柴田 俊生

設立時正会員 特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表者 理事 永井 秀哉

設立時正会員 公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

代表者 代表理事 若林 恭英

設立時正会員 特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

代表者 理事 栗田暢之

設立時正会員 東京災害ボランティアネットワーク

代表者 代表 山崎 美貴子 代表 菅谷 淳

設立時正会員 東京都生活協同組合連合会

代表者 代表理事 村上 次郎

設立時正会員 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

代表者 理事長 木村 恵司

設立時正会員 一般社団法人 ピースポート災害支援センター

代表者 代表理事 山本 隆

設立時正会員 日本労働組合総連合会東京都連合会

代表者 会長 杉浦 賢次

(付則)

令和5年6月29日改訂